

高松市伝統的ものづくり登録制度（仮称）について

本市の伝統的ものづくり各産業においては、漆器、庵治石、盆栽など事業者数が多い産業には事業者組合があるが、業種によっては組合を持たない産業も多い。また、事業者組合があっても組合には加入せず、個人で活動している事業者も多く見られる。

今後、本市伝統的ものづくりが持続的に継承発展していくためには、同業種間や異業種間、また、バイヤーやデザイナーなどとの有機的な連携が不可欠であることから、本市伝統的ものづくりに携わる事業者、関係団体、教育機関等を繋げるネットワークの基盤となる「高松市伝統的ものづくり登録制度（仮称）」の創設を検討する。

【高松市伝統的ものづくり振興条例（抜粋）】

第13条（第1項 省略）

2 市は、伝統的ものづくりを推進するため、事業者、伝統的ものづくり関係団体、教育機関等および市を繋ぐネットワークの構築を図るものとする。

《参考事例① 金沢クラフトビジネスクラブ》

金沢市は、平成21年6月にユネスコのクラフト創造都市に認定され、「クラフトのビジネス化」に向けた事業展開を加速するために、平成17年に創設された金沢ファッション産業創造機構を改編し、販路拡大や情報発信などの機能を一層強化させるために「金沢クラフトビジネス創造機構」を創設。同機構の事業のひとつに「金沢クラフトビジネスクラブ」がある。

クラフトビジネスクラブは、クラフト関係の事業者やクリエイターなどが参加できる「多様な交流の場」。入会は登録制（登録料・年会費は無料）で、登録すると事業展開や商品開発などクラフトのビジネス化に向けてクラブ内で交流できるなどの特典がある。意欲のあるクラフトの職人や作家、事業者、デザイナー、バイヤーなどが登録している。

会員特典として、クラフトに関する事業の展開や商品の開発など、ビジネス化に向けてクラブ内で交流することができるほか、機構ディレクターやアドバイザーによるサポートを受けることができる。その他、機構のギャラリー、レクチャールームを無料で利用できたり、機構が行うセミナー、展覧会、交流会などの開催情報が提供される。

また、機構のホームページで、登録者の活動情報を掲載し、クラブの情報集積と発信により、異業種間のマッチングの機会を設けている。

《参考事例② さいたま市伝統産業事業所指定制度》

さいたま市では、さいたま市の風土や歴史に深く関わりを持ち、現在まで根付いている伝統的な産業の振興を図るとともに、「さいたま市の伝統産業」及びさいたま市伝統産業事業所」を本市特有の貴重な地域資源として指定することにより、事業者の意欲向上や後世への継承に努め、「さいたま市ブランド」として、その存在と魅力を広く発信している。

さいたま市伝統産業事業所の指定要件については、別紙のとおり。地域内で発祥した江戸時代からの手しごとの伝統的技術により、工芸品を製造していることや、市内で創業して30年以上経過していること、高度な技術を身につけている職人がいることなどの基準を全て満たす事業所でなければ指定を受けることができない。また、市の付属機関「さいたま市伝統産業委員会」の審査を経ることが必要。

さいたま市伝統産業事業所に指定されると、市が作成する伝統産業の冊子への掲載や市ホームページでの事業所紹介、市の指定を受けていることをPRできる「さいたま市伝統産業事業所マーク」を表示できるなどの特典がある。